

京都市交通局管理規程 5-0（京都市交通局職員給与規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第1条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第29条、第32条、第34及び第35条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)